３　建築・都市計画・消防法令に対する適合状況の確認

事業所の指定、指定更新、移転や増築等の際、事業所が事業を行う建物等について、建築・都市計画・消防法令等に適合している必要があります。特に、建物が確認申請手続きを要するか否かに応じて提出を求める様式は異なるためご注意ください。

また、福祉事業施設事前協議書の様式と確認のフロー図は以下に掲載していますので、活用ください。

（掲載先）

　ホーム > 手続き・くらし > 住まい・建築 > 建築確認申請等 > 建築関係申請様式＞建築に関連する申請様式等＞その他

（ＵＲＬ）

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kensido/home\_tochi/home/kensido/

kisoku/kenyousiki.html

（１）指定、移転、増築等の際に提出が必要な書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 条件 | 確認申請手続きが  必要な場合 | 確認申請手続きが  不要の場合 |
| 提出書類 | 建築関係 | 検査済証等 | 福祉事業施設事前協議書 |
| 消防関係 | 消防法令適合通知書  （直近６ヶ月以内のもの） | 消防法令適合通知書  （直近６ヶ月以内のもの） |

これらの書類の写しを提出してください。

福祉事業施設事前協議書の作成は建築士等が作成してください。物件の状況や実施するサービスにより必要な手続きが異なるため、

詳しくは、建築行政課 建築安全グループ（電話番号：053-457-2473）にお問合せください。

消防法令適合通知書に関する手続きは、事業所の所在地の管轄の消防署にお問い合わせください。

（２）指定更新に係る手続きの際に提出が必要な書類

　【建築関係】

指定等の際に（１）の書類を市に提出しており、そこから移転や増築、改修等をしていない場合は、指定更新の際の提出は不要です。なお、指定等の際に市に提出をしていない場合は、（１）の条件に応じた書類を提出してください。

【消防関係】

　　新たに消防法令適合申請をしていただき、消防法令適合通知書を提出してください。

（３）その他

法令への適合状況の確認には時間を要しますので、余裕をもって関係課への確認作業を進めてください。

なお、指定更新直前に修繕等を要することが判明するなど、指定更新期限までに対応が困難な場合は、障害保健福祉課担当者まで必ず連絡をしてください。連絡がない場合、指定更新ができなくなる場合があります。